

受付印

千葉県自動車税事務所長 様	年 月 日	申 請 者 (納税義務者)	住所又は 所在地	〒
			氏名又は名称 及び代表者氏名	電話 ()

自動車税減免申請書

下記の自動車について自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

自 動 車 の 表 示	自動車登録番号			登録年月日	年 月 日	
	種 別			用 途		
	車 体 の 形 状			車 名		
	型 式			乗車定員又は 最大積載量	人 kg	
	総排気量又は定格出力		リットル kW	車台番号		
	所有者	住所又は所在地				
		氏名又は名称				
	使用者	住所又は所在地				
		氏名又は名称				
	定 置 場 (使用の本拠の位置)					
減免を受けようとする 自動車税	年度	税 額	円			
減免を受けようとする事由 及びその発生日						
減 免 の 種 類	災 害	運行できない期間		年 月 日 ~	年 月 日	
	身障者等用 構造車減免	特別仕様の内容				
	教習車	指定自動車 教習所	所在地			
		名 称				
		管理者名				
	公益用途 (規60)	社会事業用 (第1号)	安全寄与事業用 (第2号)	結核検診用 (第3号)	その他公益 (第4号イ~ハ)	指定公益 (第4号ニ)
	生活路線 バス	自動車税の減免対象バス車両の明細書(別紙様式第7号)のとおり				
	そ の 他 (備考)					

注 1 この申請書は、千葉県県税条例第79条第1項、第80条第1項第3号から第6号まで又は第81条第1項の規定による減免を受けようとする場合に使用してください。

注 2 個人が申請する場合は、申請者が氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

注 3 この申請をする場合は、裏面に掲げる区分ごとの書類を添付しなければならない。

この申請書により申請する場合は、以下の区分に従い必要書類を添付しなければならない。

1 災害により被災した自動車の減免(第79条第1項)を受けようとする者は次の書類を添付すること。

- ①車検証の写し又は登録事項等証明書(以下「車検証の写し等」という。)
- ②市町村長又は消防署長の被災証明
- ③被災した自動車の写真
- ④その他事実を証する書類

ア 運行できなくなった自動車は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年7月12日法律第87号)(以下、「リサイクル法」という。)第87条に定める回答書又は同法に基づく自動車リサイクルシステムの状況確認画面の写し又は用途廃止を証する書類。

イ 一定期間運行できなくなった自動車は、運行の用に供することができることとなった日を証する書類として次のいずれかの書類を添付すること。

- ・修理完了引渡書又は納品書
- ・修理に係る請求書又は領収書
- ・その他修理が完了した日が分かる書類

2 構造上専ら身体障害者等の利用に供する自動車の減免(第80条第1項第3号)を受けようとする者は、車検証の写し又は登録事項等証明書を添付すること。

3 自動車教習用自動車の減免(第80条第1項第4号)を受けようとする者は次の書類を添付すること。

- ①道路交通法施行規則第37条第1項の規定により交付された指定書の写し
- ②道路交通法施行規則第35条の規定により千葉県公安委員会に提出した備付け自動車一覧(同規則第36条の規定による届出に係るものを含む。)の写し
- ③減免を受けようとする自動車の写真(教習所名、教習用の自動車であることの表示及び自動車登録番号が確認できるもの各1枚)
- ④車検証の写し等

4 公益用途による減免(第80条第1項第5号)を受けようとする者は次の区分に従い書類を添付すること。

<p>(1)社会事業の用に供する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定款・寄付行為、規約、登記事項証明書のいずれか ②用途申立書 ③予算書及び決算書の写し ④事業計画書及び報告書 ⑤車検証の写し等 	<p>(2)県民の安全寄与事業の用に供する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定款・寄付行為、規約、登記事項証明書のいずれか ②用途申立書 ③事業計画書及び報告書 ④車検証の写し等
<p>(3)結核検診用自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定款・寄付行為、規約、登記事項証明書のいずれか ②集団検診事業計画書及び報告書 ③市町村会の検診単価提示書 ④集団検診契約書(④の単価がわかるもの。) ⑤車検証の写し等 	<p>(4)その他の公益団体本来事業の用に供する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定款・寄付行為、規約、登記事項証明書のいずれか ②用途申立書 ③事業計画書及び報告書 ④車検証の写し等
<p>(5)指定公益団体本来事業の用に供する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定款・寄付行為、規約、登記事項証明書のいずれか ②用途申立書 ③事業計画書及び報告書 ④車検証の写し等 	

5 生活路線バスの減免(第81条第1項)を受けようとする者は次の書類を添付すること。

- ①「自動車税の減免対象バス車両の明細書」(別紙様式第7号)
- ②千葉県バス運行対策費補助金交付要綱に基づく千葉県バス運行対策費補助金交付申請書及び千葉県バス運行対策費補助金交付決定及び額の確定通知書の写し
- ③減免対象バス車両の主たる定置場を管轄する運輸行政機関が発行する当該バス車両が主として生活交通路線において運行されていることを証する書類